

## 4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域

### 1 北高原山狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（令和6年3月設定）

矢板市長井地内国有林那珂川森林計画区349林班と同350林班との境の南端を起点とし、同林班界を北西に進み同352林班と同349林班と同350林班との交点に至り、同所から同349林班と同352林班との林班界を北西に進み民有林と国有林との境界に至り、同所から民有林と国有林との境界を北西に進み矢板市と那須塩原市との行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み同行政界と国有林那珂川森林計画区380林班との交点に至り、同所から同361林班と同380林班との林班界を南東に進み民有林と国有林との境界に至り、同所から同境界を東進し更に南進し更に西進して県道塩原矢板線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み赤滝鉱泉の東方約200メートルにおいて同県道と赤滝鉱泉に向かう歩道との交点に至り、同所から同歩道を西進し湯沢沿いの国有林と県有林との境界に至り、同所から湯沢沿いの同境界を北西の方向へ進み国有林那珂川森林計画区353林班と同351林班と林道高原線の境界に至り、湯沢橋を横断し更に国有林と県有林界の湯沢を北西に進み国有林那珂川森林計画区352林班と同350林班と県営林との交点に至り、同所から同350林班と県営林との境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、国有林那珂川森林計画区358林班オ小班及びロ2小班を除く区域

### 2 南古峰原狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（令和6年3月設定）

鹿沼市草久地内県道草久足尾線と基幹林道前日光線との交点を起点とし、同所から同基幹林道を南進し旧鹿沼市と旧栗野町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進し横根山頂を経て方塞山頂に至り、同所から鹿沼市と日光市との行政界を南西に進み鹿沼市道カ201号との交点に至り、同所から同市道を西進し県道草久足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し歩道との交点（鹿沼市上粕尾字横根2013番地）に至り、同所から同歩道を北進し都沢林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み県道草久足尾線との交点に至り、同所から同県道を北進し更に東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 3 大荷場狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（令和6年3月設定）

佐野市秋山町宇木浦原地内佐野市道木浦原大荷場線の正ノ沢1号橋を起点とし、同市道を北進し大荷場木浦沢林道との交点に至り、さらに同林道に沿って北進し大荷場橋に至り、同所から尾根伝いに西進し陣地に至り、同所から旧葛生町と旧田沼町との行政界を尾根伝いに北西に進み氷室山に至り、同所から群馬県と栃木県との行政界を北東に進み佐野市と鹿沼市との行政界に至り、同所から同行政界を東進し尾出山を経由し平成24年度樹立渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区36林班と同37林班との境界に至り、同所から同境界を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 4 前日光狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（令和6年3月設定）

鹿沼市内県道鹿沼足尾線と県道草久足尾線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道カ201号との交点に至り、同所から同市道を東進し鹿沼市と日光市の行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み方塞山頂に至り、同所から鹿沼市上粕尾と草久の大字界を東進し横根山頂を経て基幹林道前日光線との交点に至り、同所から同基幹林道を南進し鹿沼市入粟野と上粕尾の大字界に至り、同所から同大字界を西進し通称象の鼻展望台に至り、同所から渡良瀬川森林計画区鹿沼市粕尾地区51林班と56林班の林班界を西進し同51林班と53林班の林班界に至り、同所から同林班界を北進し同52林班と53林班の林班界に至り、同所から同林班界を西進し更に南進し林道山の神線との交点に至り、同所から同45林班と47班界との林班界を北進し同45林班と46林班の林班界に至り、同所から同林班界を西進し同39林班と45林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し同39林班と41林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み更に南西に進み県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し更に北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 5 西大芦狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（令和6年3月設定）

鹿沼市草久地内の六郎地山山頂（標高1,097.1メートル）を起点とし、同所から鹿沼市と日光市との行政界を南進し通称滑入尾根（標高896メートル）に至り、同所から同尾根を南西に650メートル進みさらに北西に1キロメートル進み川中島に至り、同所から通称タカボッチに達する尾根を南西に進みタカボッチに至り、同所から通称長久保尾根を西進しウトウ沢との交点に至り、同所から尾根を北進し（古峰原狩猟鳥獣捕獲禁止区域界）地蔵岳山頂に至り、同所から鹿沼市と日光市との行政界を北進し薬師岳山頂に至り、同所から同行政界を東進し三ノ宿山山頂に至り、同所から同行政界を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 6 古峰原狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（令和6年3月設定）

鹿沼市草久地内基幹林道前日光線と県道草久足尾線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し更に南進し鹿沼市と日光市との行政界に至り、同所から同行政界を北進し更に北東に進み地蔵岳に至り、同所から尾根（国有林と民有林との境界）を南進し古峰山を経て社沢に至り、同所から同沢を南南西に進み県道草久足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

### 7 塩原南狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域（令和6年3月設定）

那須塩原市塩原地内市道塩の湯八方ヶ原線と民有地及び国有林（那珂川森林計画区（以下、「計画区」という。）393林班）との官民界との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み前山八方ヶ原線歩道との交点に至り、同所から同歩道を南進し雷霆の吊橋に至り、同所から桜沢を南進し、那須塩原市と矢板市との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進み那須塩原市と塩谷郡塩谷町との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進み那須塩原市と日光市との行政界に至り、同所から同行政界を西進しさらに北進し計画区390林班と415林班との林班界に至り、同所から同林班界を北進し計画区390林班と408林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し計画区389林班と408林班との林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み計画区389林班と397林班との林班界に至り、同所から同林班界

